

川崎市立看護大学入学者選抜試験
電子出願システム運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月
健康福祉局市立看護大学
事務局総務学生課

1 目的及び公募型プロポーザル方式による入札の理由

川崎市立看護大学入学者選抜試験への出願に関する手続きを電子化（以下、「電子出願システム」という。）することで志願者への利便性を向上させるとともに、関連業務の効率化を目的として導入することとしたが、電子出願システムには様々なサービスが存在しており、サービス提供事業者によって機能や取り扱い決済手段及びシステム利用手数料が異なっているため、単純に導入や運用に係る費用のみで実施事業者を決定することは、受験者の利便性を十分に確保しているとはいえないため、より効果的かつ効率的なサービスの導入を行うため、公募型プロポーザル方式による入札（以下、「入札」という。）を行う。

2 件名

川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託

3 委託内容

「川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託 契約書」（以下「契約書」という。）及び「川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで。

5 履行場所

川崎市立看護大学（川崎市幸区小倉4丁目30番1号）及び受注者の開設場所

6 契約方法

公募型プロポーザル方式で選定の上、随意契約とする。

7 提案上限金額（税抜き）

2,200,000円

8 参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 自身が決済代行業務を行う単独法人又は決済代行業務を行う法人を含めた複数の連携及び協力関係にある法人のコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）であり、地方自治法第231条の2の3第1項の規定に定める指定納付受託者として指名される資格を有し、納付事務を適切かつ確実に遂行することに余念がないこと。

なお、指定納付受託者については別紙1「指定納付受託者制度について」を参照すること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムを構成する法人は次の要件を満たしていること。

ア 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。

イ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止の期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿（業者区分「委託」／業種・種目「99 その他業務 99 その他」）に登録されているか、あるいは、登録申請中で企画提案会当日までに登録見込みであること。

エ コンソーシアムの構成員が単独法人、又は他のコンソーシアムの構成員としてこの企画提案に参加する者でないこと。

(3) 単独法人又はコンソーシアムは次の要件を満たしていること。

ア 過去3年以内に、国公立大学において電子出願システムの導入、運用及び保守業務を実施した実績があること。

イ コンソーシアムによる参加の場合は、協定書を締結していること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク、又は個人情報保護に関する同等以上の第三者認証を取得していること。

9 事務局

本入札事務の所管課は川崎市健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課（川崎市幸区小倉4丁目30番1号）（以下、「事務局」という。）とし、本入札に係る入札関係書類の配布、受領及び問合せに対応する。

ただし、本入札への参加意向申出に係る書類は、川崎市ホームページからもダウンロードができるものとする。

10 参加意向申出書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次のとおり事務局へ参加意向申出書等を提出する。

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加意向申出書（別紙2）

イ 会社概要（パンフレット等）

ウ 実績調書（別紙3）

エ コンソーシアムによる参加の場合は、その連携及び協力関係を記した協定書等

(2) 提出期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月16日（火）午後5時まで（当日必着）。

(3) 提出方法及び提出先

事務局へ直接持参、または、郵送（書留郵便）とする。

(4) 結果の通知

事務局は、参加意向申出書を提出した者に対して、提案資格を確認した後、別紙4「提案資格確認結果通知書」（以下、「別紙4」という。）にて参加の可否について結果を通知する。

11 質問票の提出

令和6年4月10日（水）から令和6年4月16日（火）午後5時までに事務局あて別紙5「質問票」を電子メールで送付することで本入札に係る質問をすることができる。

事務局は、質問があった際には、当該質問と回答を別紙4にて参加を認めた者全員に、電子メールによって送付する。

12 企画提案書等の提出

別紙4にて参加を認められた者（以下、「提案者」という。）は次のとおり、企画提案に関する資料を事務局に提出する。

(1) 提出書類（各6部 ※正本1部+副本5部）

ア 企画提案書

別紙6「企画提案書の作成について」のとおり作成すること。

イ 提案金額内訳書

様式は自由とし、提案金額とその積算の根拠が示されたものとする。なお、消費税及び地方消費税率は10%で計算されたものとする。

(2) 提出方法及び提出先

事務局へ直接持参、または、郵送（書留郵便）とする。

(3) 提出期間

令和6年4月18日（木）から令和6年4月24日（水）午後5時まで（当日必着）。

13 企画提案会・審査の実施等

川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は次のとおり企画提案会を開催し、企画提案書等及び企画提案会での説明に基づく提案内容の審査及び評価を行い、本委託業務に最適な提案を行ったと認める者を受託予定者とする。

(1) 実施日等

令和6年4月26日（金）

※詳細な時間、場所については、別途指定します。

(2) 審査基準

審査基準は、別紙7「川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託審査基準表」のとおりとする。

(3) 提案内容の審査及び評価

ア 提案者は、企画提案書等について評価委員会に対し30分以内で説明を行う。

イ 企画提案書等の内容及び説明に対し、評価委員会委員から15分程度で質疑応答を行う。

ウ 各提案者の得点は、評価委員による評価の合計得点とし、最も得点の高い者を受託予定者とする。ただし、「川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託 審査基準票」の3(6)、3(10)、3(11)、5(1)のいずれかに0点が付いた場合は、受託予定者とはならない。

エ 得点が高点の場合は、実施計画及び実施能力の評価Aの数が多い業者を受託予定者とする。

実施計画及び実施能力の評価Aの数が高点の場合、枠外加算の点数が高い業者を受託予定者とする。

(4) 受託者の決定

受託者は、評価委員会での審査結果を健康福祉局契約指名業者等選定委員会に提出し、その承認によって決定する。

14 特定結果の通知

事務局は、企画提案・審査の結果を、令和6年4月30日(火)に別紙8「結果通知書」にて提案者に通知する。また、川崎市ホームページにおいてもその結果を公表する。

15 契約の締結

(1) 本委託業務は、契約書の作成を必要とする。

(2) 審査結果の通知後、事務局と受託者との間で仕様の再確認を行う。なお、事務局は、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会での質疑応答で回答した内容について、契約時の仕様に反映することができるものとする。

(3) 受託予定者が指名停止となった場合には、次順位のものとして契約手続を行う。

16 その他

(1) 参加費用

企画提案書等の作成費用等、企画提案参加に係る費用は、全て提案者が負担することとする。

(2) 追加資料の提出等

事務局は、企画提案書等の提出後、必要に応じて、提案者に追加資料の提出等を求めることができる。

(3) 書類の返却

事務局は、提出された企画提案書等を審査後返却するものとする。

なお、当該企画提案書等を提案者に無断で審査以外の目的に使用しない。

(4) 提出書類の著作権

提出した提案者に帰属するものとする。

(5) 辞退について

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに別紙9「辞退届」によって事務局へ申し出ることとする。

(6) 企画提案書等に使用する言語及び通貨

企画提案書等に使用する言語は商標及び固有名詞を除き日本語とする。また、企画提案書等に使用する通貨は日本国通貨とする。

(7) 虚偽の内容について

事務局は、企画提案書、証明書類等に虚偽記載が判明した場合は、それらが無効とすることができる。

(8) 指定納付受託者業務に係る届出について

受託者は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に定める指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うため、発注者が別に定める「指定納付受託者指定申出書」等を発注者に提出すること。

(別紙1)

指定納付受託者制度について

1 指定納付受託者制度とは

社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、令和4年1月の地方自治法の改正により、「指定代理納付者制度」に代えて、「指定納付受託者制度」が導入されたものです。

「指定納付受託者」に指定された者は、本来入学選考料の納付を行う者（以下、「志願者」という。）から納付行為の委託を受けて、志願者に代わって川崎市に入学選考料の納付を行うこととなります。

※複数の主体が納付事務に係る場合

市民等から納付の委託を直接受けることとなる者（以下「事業者」という。）が指定納付受託者となります。

2 指定納付受託者の資格要件（地方自治法第231条の2の3第1項、令第157条の2）

(1) 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

- ・ 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- ・ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(2) その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- ・ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

3 指定の手続（地方自治法第231条の2の3第2項、法施行規則第12条の2の5）

指定納付受託者の指定のため、次の書類を御提出いただき、公金の取扱いに支障がない業者であるかどうかの確認を行います。

- ・ 「名称」、「住所又は事務所の所在地」、「その他市長が必要と認める事項」を記載した申出書
- ・ 財産的基礎を有することを説明できる書類（財産目録、貸借対照表、事業報告書等）
- ・ 個人情報保護への取り組みを説明できる書類
- ・ 他官公庁での実績等

申出書等の提出後、確認した結果を通知します。

なお、指定納付受託者として指定をした際には、「名称」、「住所又は事務所の所在地」、「取扱う歳入等の種類」及び「当該指定をした日」について川崎市が告示を行います。

4 指定の取消し（地方自治法第231条の2の7第1項）

指定納付受託者が次のいずれかに該当するとき、川崎市は、その指定を取り消すことができます。

- ・ 指定納付受託者の要件に該当しなくなったとき。
- ・ 報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- ・帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ・立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

5 指定納付受託者の義務

指定納付受託者の指定を受けた者は、次の事項に対応する義務があります。

(1) 納付委託を受けたことの報告（法第 231 条の 2 の 5 第 2 項、法施行規則第 12 条の 2 の 9）

志願者から納付の委託を受けたときは、川崎市に次の事項等を報告しなければなりません。

①当該報告の対象となった期間、委託を受けた件数、合計額、納付年月日

②上記①の期間において受けた委託に係る次の事項

- ・当該歳入等を特定するために必要な事項
- ・納付の委託を受けた年月日

(2) 帳簿保存の義務（地方自治法第 231 条の 2 の 6 第 1 項）

帳簿を備え付け、納付事務に関する事項を記載し、保存しなければなりません。なお、この帳簿の作成及び保存は電磁的記録により行うことができます。

(3) 委託を受けたことの書面等の交付（法施行規則第 12 条の 2 の 6 第 1 項、第 2 項）

指定納付受託者は、志願者へ委託を受けたことを証する書面等を交付しなければなりません。

ただし、クレジットカード決済やスマートフォンアプリ等を利用した決済など、非対面式納付方法の場合は電子処理組織を使用して通知することができます。

(4) 報告徴収（法第 231 条の 2 の 6 第 2 項、法施行規則第 12 条の 2 の 10）

川崎市が適正な運用のため必要があると認めるときは、その求めに応じて、報告をしなければなりません。

(5) 立入検査（法第 231 条の 2 の 6 第 3 項）

川崎市が適正な運用のため必要があると認めるときは、指定納付受託者の事務所への立ち入り、帳簿書類等その他必要な物件の検査、関係者への質問に応じなければなりません。

(6) 納付期日までの納付

志願者が納付期日までに入学選考料を納付しないときは、指定納付受託者が入学選考料に係る徴収を受けること。

(7) 個人情報の保護に関する事項

志願者の個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項等に基づいた適切な措置を講じること。

(別紙2)

参加意向申出書

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ()

所在地

商号及び名称

代表者職氏名 印

令和6年4月10日付けで公表された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

また、決済代行業務を行う者を届け出ます。

- 1 件 名 川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託
- 2 履行場所 川崎市立看護大学（川崎市幸区小倉4丁目30番1号）及び受注者の開設場所
- 3 決済代行業務を行う者
事業者名
所在地

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(別紙4)

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

川崎市長 福田 紀彦

令和6年4月10日付けで公表された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

- 1 件 名 川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託
- 2 履行場所 川崎市立看護大学（川崎市幸区小倉4丁目30番1号）及び受注者の開設場所
- 3 提案資格の有無

※上記理由について説明を希望される方は、令和6年4月30日までに下記担当課へその旨を
書面で提出してください。

担当課 健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課

電話 044-587-3503

FAX 044-587-3506

E-mail 40kangos@city.kawasaki.jp

質 問 書

年 月 日

川 崎 市 長 様

会社名 _____

件名

川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託

質 問 事 項

備 考

- 1 上記件名の公募型プロポーザルについて、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、本様式に質問事項記入し。健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課へ提出してください。
- 2 提出期間は、令和6年4月10日（水）から令和6年4月16日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）です。
- 3 質問に対する回答は、公平を期すため、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和6年4月18日（木）にメール又はFAXで全入札参加者に送付します。

(別紙6)

企画提案書の作成について

1 原則

- (1) 提案者は、仕様書の内容を十分に理解した上で企画提案書を作成してください。
- (2) 企画提案書の内容は、提案者自らが実現できる範囲内で記載してください。
- (3) 企画提案書に記載した内容で、その実現に必要な追加費用や別途費用が生じる場合には、提案者の負担とします。

2 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書に記載する項目

提案内容を審査及び評価するため、提案者は、別表1の項目及び記載順等を踏まえて、企画提案書を作成してください。

(2) 企画提案書の体裁

- ア A4版20ページ以内で作成してください。
- イ 通し番号を付し、横書き、左とじとしてください。
- ウ 文字、図等は白黒・カラーを問いません。

(3) 留意事項

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記載してください。
- イ 提案内容は、具体的に記載してください。
- ウ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載してください。
- エ 必須項目は、記載がないと減算対象となります。
- オ 任意項目は、記載がなくても減算とはなりません。また、原則として前述の各項目内に記載することとし、複数項目にまたがる提案については、任意の場所に記載して構いません。ただし、どの項目に係る任意項目かを明記してください。

別表 1

1 受託実績		
【必須】	過去3年以内に国公立大学への導入、運用及び保守業務を実施した実績	大学名、導入年月日、継続年数を記載してください。複数ある場合は複数記載して構いません。
【任意】	私立大学等への導入、運用及び保守業務を実施した実績	大学名、導入年月日、継続年数を記載してください。複数ある場合は複数記載して構いません。
2 実施計画		
【必須】	委託期間（準備期間を含む）における業務スケジュールの概要	打ち合わせ、テスト期間等のスケジュールを記載してください。
3 実施能力		
【必須】	電子出願システムの機能	利用開始から記載し、画面サンプル等を利用してください。
【必須】	志願者への配慮	志願者（利用者）へのサポート内容を記載してください。
【必須】	発注者への配慮	導入、運用にあたって、提供される資料やサポートを記載してください。
【必須】	指定納付受託者制度	次ページ「指定納付受託者制度について」の内容に対応可能なことを記載してください。
【任意】	その他特筆すべき機能等	提案するサービスにおいて、優れている点等を記載してください。
4 安全性・信頼性		
【必須】	情報セキュリティ対策	個人情報等の保護のために実施している対策を記載してください。
【必須】	災害等への対策	災害への対策、災害発生時の対応等を記載してください。
5 その他		
【必須】	導入、運用に係る費用	本委託業務に係る経費の総額、内訳を記載してください。なお、消費税は外税として計算してください。
【任意】	独自提案（枠外配点）	本委託業務について、改善等が見込める提案等があればその方法や根拠を記載してください。

(別紙7)

川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託 審査基準表

評価項目		評価指標		配点		
1	受託実績	(1)	過去3年以内に国公立大学への導入、運用及び保守業務を実施した実績	8点		
		(2)	私立大学等への導入、運用及び保守業務を実施した実績	2点		
		小計		10点		
2	実施計画	(1)	契約から出願開始までの日程が具体的かつ現実的なものとなっているか。	5点		
		(2)	出願開始後の全体及び業務ごとのスケジュールが妥当なものとなっているか。	5点		
		(3)	その他、効果的な提案があったか。	5点		
		小計		15点		
3	実施能力	電子出願システムの機能	(1)	出願手続きは分かりやすく整理され、志願者の混乱を招かないか。	4点	
			(2)	複数の決済手段を選択できるか。 ※コンビニ決済は必須。	4点	
			(3)	決済に係る手数料は妥当か。	4点	
			(4)	短期間に集中したアクセスが発生しても安定したサービス提供が可能か。	4点	
			(5)	大学入試制度改革への柔軟な対応は可能か。	4点	
			(6)	契約書、仕様書で示した機能に不足はないか。	1点	
	実施能力	志願者への配慮	(7)	志願者へのサポート体制は整っているか。	4点	
			発注者への配慮	(8)	基本操作・設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルは充実しているか。	4点
		(9)		職員へのサポート体制が整っているか。	4点	
		指定納付受託者制度		(10)	納付委託者制度に関する手続きに支障はないか。	1点
				(11)	指定納付受託に関する帳簿等の保管、管理方法、安全対策は十分なものとなっているか。	1点
		その他	(12)	その他、効果的な提案があったか。	5点	
小計		40点				
4	安全性・信頼性	(1)	個人情報保護・セキュリティ対策は十分か。	5点		
		(2)	災害等発生時への対応(対策・復旧体制)は整っているか。	5点		
		(3)	企業倫理及び業務に関連する法令順守の体制は整っているか。	5点		
		(4)	その他、効果的な提案があったか。	5点		
		小計		20点		
5	その他	費用	(1)	本委託業務における費用	5点	
		枠外配点	(2)	各評価項目による評価のほか、良い提案があれば加算する。	10点	
		小計		15点		
合計				100点		

1 評価方法

各項目について、A、B、C、Dの4段階または2段階の評価を行う。

2 業者選定方法

(1) 評価委員の合計点数をその提案者の得点とする。最高得点を得た者を本業務の受託予定者とする。

(2) 3(6)、3(10)、3(11)、5(1)のいずれかに0点が付いた場合は、受託予定者とはならない。

(別紙8)

結 果 通 知 書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

川崎市長 福田 紀彦

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名 川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運営業務委託

- 結 果 1 最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。
- 2 次の理由により特定しませんでした。
理由

※上記理由について説明を希望される方は、令和6年5月10日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

担当課 健康福祉局市立看護大学事務局総務学生課
電話 044-587-3503
FAX 044-587-3506
E-mail 40kangos@city.kawasaki.jp

(別紙9)

辞退届

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

(申請者)
業者登録番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

「川崎市立看護大学入学者選抜試験電子出願システム運營業務委託」の受託法人募集について、令和 年 月 日に応募に係る書類を提出いたしましたが、都合により辞退いたします。

連絡担当者

- (1) 所属
- (2) 職氏名
- (3) 電話番号
- (4) E-MAIL